

平成20年8月26日

お客さま各位

渡島信用金庫

## ATMによる「1日あたりのご利用限度額」について

平素は、渡島信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、全国的に多発しているスキミングによる偽造キャッシュカード等による預金不正引き出しや振り込め詐欺等の被害拡大を防止するため、ATMによる1日あたりの出金限度額及び現金によるお振り込みの金額を制限させていただいております。

しかし、依然としてキャッシュカードの偽造・盗難や振り込め詐欺等の被害が拡大していることから、**平成20年10月1日(水)より、キャッシュカードによるお振り込みにつきましても制限させていただくこととなりました。**

ご利用のお客さまには、誠にご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするために実施させていただくことを、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、ATMのご利用限度額を超える場合につきましては、犯罪防止のため、窓口でのお取扱いとさせていただきます。

また、当金庫は偽造キャッシュカード被害に対し、200万円を上限とした補償保険に加入しておりますので、ご安心してお取引下さいますようお願い申し上げます。

※補償保険につきましては、免責事項等もございますので、詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。

### 記

1. 変更日 **平成20年10月1日(水)より**
2. 変更内容 **ATMでのキャッシュカードによるお振り込みのご利用限度額**

ご利用種類	変更前	変更後
キャッシュカードによるお引き出し	1日	30万円まで
現金によるお振り込み	1回	10万円まで
キャッシュカードによるお振り込み	制限なし	<b>1日 30万円まで</b>

以上